

(別紙)

答申番号：答申第7号（諮問第7号）

答 申 書

第1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件自己情報開示等請求に対し、不開示とした処分は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 自己情報開示等請求

令和3年3月31日、審査請求人は、沖縄市個人情報保護条例（平成15年沖縄市条例第27号。以下「条例」という。）第16条及び第17条第1項の規定により、実施機関に対し、審査請求人の子（以下「本児」という。）の法定代理人として、本児に関する自己情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容（原文のまま）

子（本児の氏名（本児の生年月日））について、H31.4月～R2.4月の病院の受診歴が分かる文書

3 特定した対象保有個人情報

実施機関は、本件請求に係る対象保有個人情報として、以下の公文書を特定した。

(1) こども医療 医療費支給台帳

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和3年4月28日付、沖市家第428006号による自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

令和3年7月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、弁護士3名を審査請求代理人とし、条例第22条第1項の規定により審査請求を行った（同月9日付受付）。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

処分庁沖縄市長が、令和3年4月28日付で行った自己情報不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件においては少なくとも、審査請求人と本児との間において利益相反関係は認められないのであるから、少なくとも、本件保有個人情報のうち、本児の母親（以下「母親」という。）に関する情報以外を記載した部分については、非開示とされるべき理由はなく、本件処分は、違法及び不当である。
- (2) 不開示処分の理由として、①本件保有個人情報が母親の個人情報に該当し、意見照会の結果、開示に反対する旨の意見書が提出されていること、②審査請求人と母親との間に係属していた保護命令申立事件において、審査請求人による本児への決められた方法以外の接見を禁止する旨の合意がなされていたこと、③審査請求人と母親との間で、本児の監護権に関する係争中であることを理由に、審査請求人と本児及び母親との間に利益相反となる事情が存在することが示されているが、利益相反とは、審査請求人が追及する利益等と、本児との関係において追及すべき利益等が競合又は相反する場合を指すところ、本件保有個人情報の開示において、何故、審

査請求人の利益と本児の利益が競合又は相反するのかが明らかではない。
本件保有個人情報、本児の病院受診履歴であるところ、この情報が開示されることによって、本児に不利益が生じるとは考えられないのであり、当該情報の内容との関係自体から、利益相反など認められ得ない。

- (3) 保護命令申立事件については、審査請求人による暴力及び脅迫は否定され、接見禁止等の条件のもと、保護命令申立が取下げられるに至ったのであり、その経緯に照らせば、当該事件が存在したことをもって審査請求人から本児に対する暴力又は脅迫といった事実は一切推認される余地はなく、審査請求人と本児との関係に利益相反は認められない。
- (4) 審査請求人と母親が本児を共同監護していた時期においては、審査請求人には共同親権者として本児の受診状況を確認することが可能であったはずであり、当時において確認可能であったものが監護権紛争という事後的事情によって確認できなくなる合理的理由などない。
- (5) 審査請求人が開示請求した趣旨は、本児の監護に関し、母親の監護者としての不適格性を基礎付ける重要な事情を裏付ける事実を立証するために、本児が受診した医療機関を特定するために開示請求を行ったものであり、これにより、母親による本児の皮膚炎の薬の変更が、不適切なものであったことを立証し得る。母親による不当な監護下から本児を救出するという意味において本児の親権者である審査請求人の行為として適切なものであり、本児の利益に大いに資する。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件処分の理由について

本件保有個人情報は、本児に関する情報であると同時に、その全てが母親（第三者）に関する情報であり、母親からの開示に反対する意見は、理由が存在すると認められ、当該情報は、条例第12条の2第1項第5号に規定する

不開示情報に該当し、開示することは認められない。

また、本児の親権者である審査請求人と、同じく親権者である母親との間には、本児の監護に係る見解の相違があることは明らかであり、少なくとも審査請求人においては、本児との接見に制限がなされている状況を鑑みると、およそ本児の権利利益を害するおそれがないとまでは言い切れず、審査請求人と本児との間には、利益相反となる事情が存在すると言わざるを得ない。

よって、審査請求人による代理請求は、条例の趣旨に反するものであり、条例第 16 条に不適合となることから、開示することは認められない。

2 弁明書の要旨

- (1) 本児に係る医療費助成の受給資格者証は、本児の扶養者で、健康保険の被保険者である母親からの資格認定申請に基づき、本児の受給資格者証を発行していることから、市における医療費助成の助成対象者は母親となっており、医療費助成の申請があった場合、当該助成金は、母親に対し支給又は現物給付を行っている。したがって、本件請求に係る当該「こども医療 医療費支給台帳」に記載している本児の情報は、助成対象者である母親からの申請に基づく情報であり、母親に対する助成金の支給情報となるものである。
- (2) 本件請求に関して母親に対し、開示の諾否に関する意見照会を行ったところ、母親より開示に反対する旨の意見書が提出された。当該反対意見書には、保護命令申立事件については、母親において取下げに至っているものの、その取下げに伴い、監護権に関する司法判断が確定するまでの間、定められた以外の方法で、審査請求人が母親及び本児の住居、勤務先、保育園その他の場所において、母親及び本児の身近に接近したり、上記各場所及びその通常所在する場所付近を徘徊しないことを書面で合意した旨が記載されており、また、監護権に関する司法判断が確定するまでは、共同親権者であっても本児の情報を開示すべきでない旨が記載されているほか、

訴訟上の必要があれば、裁判所に対して調査委託や文書送付嘱託の申し出ができることから、不開示としても審査請求人が裁判を受ける権利を侵害しない旨、記載されている。

(3) 条例の目的である「保有個人情報の開示等を請求する権利を保障する」とは、市が保有する情報のうち、自己に関する情報を当該本人が知ることができるよう実効的な手続きを確保し、自己に関する情報を自身で監視し、コントロールすることができるよう権利として保障することを謳ったものであり、これにより市による誤った個人情報の保有や不適正な利用を抑制しようというものである。その上で、当該本人が、市が保有する自己に関する情報を確認する手段として、条例第 12 条において、開示請求権を規定しているが、条例第 12 条は、「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、開示請求は、本人がすることを原則としつつ、本人が未成年者である場合には、その親権者である法定代理人が、本人に代わって開示請求を行うことができる旨、条例第 16 条において規定している。条例第 16 条の規定は、未成年者の開示請求権を保障するために、法定代理人が本人に代わって開示請求をすることができるように設けられた規定であるが、法定代理人の開示請求権は、あくまでも本人の利益を実現する手段として設けられているものであり、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことから、制度の運用にあたっては、本人と法定代理人の関係に十分な配慮を行うこととしており、たとえ法定代理人であっても、本人との間に利益相反が認められる場合は、代理による請求を認めていない。

(4) 法定代理人の開示請求権は、あくまで本児の権利利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、本児が本児自身に係る本件保有個人情報の開示を請求すること自体を必要としているとも考えられず、審査請求人は、専ら審査請求人自身の利益を実現する手段として代理請求を行

っているものと推測される。

第5 調査審議の経過

- 1 令和3年9月24日 審査庁から諮問書を收受
- 2 令和3年11月10日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和3年11月29日 調査審議（諮問実施機関による口頭説明）
- 4 令和3年12月17日 調査審議（事件整理・答申案の検討）

第6 審査会の判断

- 1 はじめに

本件請求において審査請求人が開示を求めているのは、本児の平成31年4月から令和2年4月までの病院の受診歴が分かる文書である。

自己情報の開示制度においては、行政側にどのような公文書や保有個人情報があるのか、どのような項目やタイトル・件名で存在するのか、請求を行う側の市民等においては知り得ないことが一般的であるが、本件請求に際して審査請求人は、こども医療費助成制度の窓口である市役所のこどものまち推進部こども家庭課の窓口を直接訪れ、本件請求に係る相談を行っていることから、審査請求人が開示を求めているのは、こども医療費助成制度の実施に当たって実施機関が保有する情報で、本児の病院の受診歴が分かる情報であると解される。

これに対し実施機関は、こども医療費助成制度の実施に当たって保有する情報の中に、病院の受診歴として管理を行っている情報は存在しないものの、「こども医療 医療費支給台帳」に記載する医療機関の情報が、病院を受診した履歴としての性格をもつものであるとみなし、当該台帳を本件請求の対象として特定を行っている。

この点、審査請求人が開示を求めている内容と認識の相違はない。

よって、本件請求において、審査請求人が開示を求めているのは、「こども医療 医療費支給台帳」であると解される。

2 条例第12条の2第1項第5号該当性について

(1) 本件処分において実施機関は、本件保有個人情報条例第12条の2第1項第5号に規定する不開示情報に該当することを不開示処分の理由のひとつとしていることから、まず、規定の該当性等について以下、検討を行う。

(2) 条例第12条の2第1項第5号は、下記のとおり規定されている。

記

第三者に関する情報が含まれるものであって、本人に開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害することとなると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示の請求をした者が知ることができ、又は知ることが必要と認められるもの

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められるもの

ウ 当該個人が次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分)

(ア)～(エ) (略)

以上

(3) 実施機関の主張によると、本件請求に対し実施機関が特定した保有個人情報は、「こども医療 医療費支給台帳」であり、同台帳には、こども医療費助成制度における医療費助成の申請及び支給履歴等が記載されている。

こども医療費助成制度は、対象となるこどもが医療機関等において、医療保険各法が定める療養の給付等を受けた際の自己負担額分について、現物給付（自己負担額が窓口で0円となる）又は現金支給（自己負担額が後日支給される）を受ける制度であるところ、当該現物給付又は現金支給を受けるためには、受給資格について実施機関の審査を受け、受給者としての認定を受けなければならない。

このように、こども医療費助成制度は、実施機関が受給資格を認定した者に対し現物給付等を行うものであり、医療費支給台帳に記載されている情報は、受給資格者自身の情報である。

本件において受給資格の審査を受け、受給資格の認定を受けたのは母親であり、医療費支給台帳に記載されている情報は母親自身の情報であるといわざるを得ない。

これらを踏まえると、本件保有個人情報には、本児に関する情報が含まれているものの、その内容の全てが母親に関する情報であるといえる。

したがって、母親は本件請求において条例第12条の2第1項第5号に規定する第三者に該当するため、本件保有個人情報は、第三者に関する情報であると解するのが相当である。

(4) 次に、同号ただし書に該当するか否かについて検討する。

ア 条例上、同号ただし書に該当する場合は、第三者に関する情報であっても、開示しなければならないとされている。

イ 同号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として開示の請求をした者が知ることができ、又は知ることが必要と認められるものと規定されている。

実施機関が保有する当該情報は、対象となるこどもが医療機関を受診したことで当然に実施機関へ届くのではなく、こども医療費助成に係る受給資格者証が医療機関等の窓口で提示されたことをもって、実施機関

が沖縄県国民健康保険団体連合会を介して当該情報を取得しているものである。

当該受給資格者証には、下記の記載がある。

記

こども医療費助成金の申請を行う際に当課窓口、または医療機関窓口当にてこの証書を提示することにより、下記のことと同意したものとみなします。

1. 受給資格者証の交付を受け、医療機関等での受診の際に受給資格者証を提示することにより、助成金申請を行ったとみなすこと。

2. こども医療費助成金の支給を受けるために必要な対象児の受診に関する情報を、医療機関等が沖縄県国民健康保険団体連合会を通じて沖縄市に提供すること。

3. こども医療費の助成に関する手続きに関し、沖縄市が対象児及び被保険者に係る必要な個人情報を利用し、医療機関等もしくは沖縄県国民健康保険団体連合会へ提供すること。

4～5（略）

※なお上記の情報の取り扱いにつきましては、助成金の支給のみに使用し、沖縄市個人情報保護条例を遵守いたします。

以上

このように、実施機関は、受給資格の認定を受けた者の同意に基づき、当該情報を取得し、当該制度に関する手続きのみに限定して利用するものとされており、実施機関からの情報の提供先も、医療機関等もしくは沖縄県国民健康保険団体連合会に限られており、被保険者以外の者が当然にこれを知ることができる運用にはなっていない。

その他、法令上の規定及び慣行として、開示を請求した者が知ることができる取扱いは見当たらない。

したがって、法令等の規定により又は慣行として開示の請求をした者が知ることができ、又は知ることが必要と認められる情報であるとは言えない。

ウ 次に、同号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められるものと規定されている。

これについて審査請求人は、本児の監護に関し、母親の監護者としての不適格性を基礎付ける重要な事情を裏付ける事実を立証するために開示請求を行い、母親による不当な監護下から本児を救出するという意味において、本児の利益に資する旨主張している。

しかし、当該主張については、まさに司法の場で争われている内容であり、少なくとも監護権に関する司法判断が確定していない状況下においては、審査請求人の当該主張を前提にその必要性を判断することは適当ではない。

よって、本児の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であるとまでは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

エ 次に、同号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に関する情報である場合に係る規定であり、母親はこれに該当しない。

(5) 以上のことから、本件保有個人情報、条例第 12 条の 2 第 1 項第 5 号ただし書きア乃至ウのいずれにも該当せず、同号本文に規定する不開示情報に該当する。

3 条例第 16 条の不適合性について

また、実施機関は、本件において法定代理人による請求が条例第 16 条に不適合であることも不開示の理由のひとつとしているが、上記のとおり、本件保有個人情報は、不開示情報に該当することから、条例第 16 条への不適合性を判断するまでもない。

なお、実施機関は、本児の親権者である審査請求人と、同じく親権者である母親との間には、本児の監護に係る見解の相違があることは明らかであり、少なくとも審査請求人においては、本児との接見に制限がなされている状況を鑑みると、およそ本児の権利利益を害するおそれがないとまでは言い切れず、審査請求人と本児の間には、利益相反となる事情が存在すると言わざるを得ないと主張している。

これに対し、審査請求人は、保護命令申立事件については、審査請求人による暴力及び脅迫は否定され、接見禁止等の条件のもと、保護命令申立が取下げられるに至ったのであり、その経緯に照らせば、当該事件が存在したことをもって審査請求人から本児に対する暴力又は脅迫といった事実は一切推認される余地はなく、審査請求人と本児との関係に利益相反は認められない旨主張している。

本件請求に係る利益相反の有無については、審査会の調査権限及び事実認定手続にも制度上の限界があり、審査会において確認し得る情報を前提に判断せざる得ない面があるところ、本件において、本児の監護に関して未だ司法機関において係争中であること考慮すれば、審査請求人と本児との間の利益相反の有無について判断することは困難である。

4 結論

以上のことから、実施機関において、本件保有個人情報を開示と決定したことに何ら違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年12月23日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第一部会

部会長 古 堅 豊

委員 佐渡山 美智子

委員 柴 田 優 人